

社 会 福 祉 法 人 柿 木 村 福 祉 会  
令 和 6 年 度 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 計 画

1. 計 画 基 本 概 念

2. 事 業 内 容

3. 事 業 運 営 計 画

4. 利 用 者 と の か か わ り

5. 健 康 管 理

6. 防 災 計 画

7. 虐 待 防 止

## 1 計画基本概念

- ◎大山の自然の恵みに寄り添いながらノーマライゼーションの理念を推進する。
- ◎互いに認め合い、共に生き、笑顔の数を多くすることを目標にする。
- ◎生活基盤を地域におきたい思いを尊重し、地域で自立して暮らせるようにする。

## 2 事業内容

### ◎指定障害福祉サービス事業

\*業種＝就労継続支援B型

名称＝柿木村共同作業所3棟 定員20名

1＝事務所兼作業所棟

2＝さくらんぼ棟（作業場）

3＝食堂兼加工場（調理場）

（塩釜・椎茸乾燥小屋・ビニルハウス2棟）

\*業種＝生活介護 定員10名（事業指定年月日：令和6年3月1日）

\*業種＝共同生活援助（介護サービス包括型）

名称＝高田の柿木村ホーム 定員10名

\*業種＝短期入所事業

名称＝高田の柿木村ホームに併設 定員2名

## 3 事業運営計画

### 基本計画

令和6年3月1日に、鳥取県共生社会推進課より生活介護事業の許認可が下りました。この新規事業を取り込み、改めて社会福祉事業の根本を見据えすべての利用者が自己実現を果たせるよう、支援の質を向上、充実させていきます。

利用者の自己実現につながる自己選択・決定を促すうえで、職務・役割分担の把握、日々の傾聴は必須です。進捗状況について相互確認の緊密化、外部研修で得た知識を実務に応用・再現させる力のアップ、またその検証・評価により質の高いサービス提供に昇華させ、後進の育成や業務継承をも視野に入れた体制を整えます。利用者からの細かなニーズのキャッチ、日報の詳細記入により個人支援計画、モニタリングの緊密化・充実化を図ります。

#### ・生活介護事業許認可取得について

令和5年度計画では「スリム化」「効率化」による事業継続を掲げました。このうち弁当販売事業を本年1月末に終了しました。販売個数・金額は上昇する一方、物価高騰と職員人件費の増加が収益を圧迫、「利用者主体」という社会福祉事業のあるべき姿に逆行していました。

生活介護事業は、利用者と向き合い寄り添う時間、創作活動や余暇活動の機会提供の確保、冒頭の計画基本概念に立ち返るべく、昨年より準備を始めました。本年2月、鳥取県による書類審査、実地確認調査を経て、同3月1日に許認可が下りました。

#### ・地域生活支援拠点として

令和4年10月、大山町より緊急受入先としての「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」としての認可もまた当法人の強みの一つであり、継続して地域でのアピールおよびその効果的手法の模索をしていきます。

#### ・障害者サービス請求について

就労継続支援B型事業においては、目標工賃達成指導員配置加算、送迎加算の請求を行っています。生活介護、共同生活援助事業、短期入所事業においては体制加算の請求を行っています。これらの請求においては福祉・介護職員の処遇改善を目的とした「処遇改善手当」「特定処遇改善手当」「ベースアップ等支援加算」の各手当も含まれます。この各種加算手当は、令和6年度においても、生活介護事業を含めすべての事業について計画書を提出、申請します。

## 事業内容

### ・生活介護事業

事業開始からおよそ3週間が経ちます。就労継続支援B型から9名の利用者が移行しました。それぞれに合った支援・見守りを模索中ではありますが、朝礼への参加、居室～作業場間の往来頻度の増、時間的余裕から服薬確認の確実化、必要に応じトイレへの職員帯同など、良い生活リズムが生まれつつあります。

これらを新年度スタートへのはずみとし、充実した生活や自己選択・決定を促すことで自己実現に結びつくよう取り組みます。余暇活動、創作活動の充実を図るための環境づくりも不可欠です。助成金制度の利用等によりそれらの整備を進め、計画基本概念のひとつ「互いに認め合い、共に生き、笑顔の数を多くする」場として高い再現性を目指します。

### ・農作物、加工品栽培、生産

外部研修やワークショップへの積極参加、内部での報告会及び情報共有により職員各々が知識と実践の足並みをそろえて活躍できる環境をつくります。収益性の期待できる青果品(ポワロ、モロヘイヤ等)を重点的に採用し、四季それぞれに軸となる野菜を中心に年間栽培計画表を作成、複数品種栽培収穫を行います。藻塩製造においては、昨年一年間の出荷販売量をもとに、余剰在庫を踏まえた目標製造値を落とし込み、先行生産計画、お待たせしない受注対応を目指します。

また各計画表の掲出により目標値を可視化、利用者各々の事業参画意識を高めることも期待できます。

原木生椎茸、なめこ等きのこ類については、利用者の高齢化などの状況を考慮し、植菌本数を決め、生育状況をしっかり見守り、他生産者に先がけて良い商品をより良い単価で販売できる計画・体制を目指します。また行政/民間の補助金や費用助成制度の情報収集に努め、該当すれば申請、活用し収益改善に寄与できるような動きを意識します。

なお、食品衛生法の改正により令和6年5月31日をもって漬物類(梅干し、らっきょう漬け)の製造販売を終了します。

### ・単価改訂

昨年に引き続き令和6年4月1日より商品価格の改訂を行います。一昨年来続く物価高騰はいまだ安定の兆しが見えず、当法人としても苦渋の決断ではありますが、安心・安全への備えとしての取り組みである旨を発信、顧客理解を求めています。

- ・廃油回収

本年1月より回収対象地域を大山町内の事業所のみに絞りました。回転率を上げ、搬入先（片木アルミニウム大山工場）への持込頻度の増、関連人件費、燃料費の負担減がねらいです。

- ・週刊業務確認

毎週末に次の一週間の業務計画を作成、月曜日の朝に共有し各職員・利用者が自身の業務を確認します。毎日夕方にはその日の検証、翌日の作業打合せを行います。

## 中長期計画

- ・人権の尊重

利用者の人権を尊重し、プライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスを提供するための体制を構築し、確実に行います。

- ・地域との関係の継続

「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として、地域の方たちとの交流を積極的に設けること、そして当法人が地域における社会資源の一つであり、情報発信地であることを認知してもらうための取り組みを行います。

- ・生活環境、利用環境の向上

良質かつ安心、安全で衛生的かつサービス提供を実現するため、利用者の生活環境、利用環境を整備します。

- ・地域における公益的な取り組みの推進

地域共生社会の実現の一環として、施設外就労を行っています。次の定期訪問先（2件・いずれも業務委託契約）にて清掃活動を行います。

- ・大山自然歴史館（大山町大山）： 隔週火曜日訪問・年間24回

- ・別荘（伯耆町丸山）： 月1回（冬季・降雪時を除く）・年間8～9回

- ・信頼と協力を得るための情報発信

当法人のウェブサイトにて、定款・財務諸表等計算書類、取扱商品の紹介、日々の活動の様子を写真投稿するなど、各種取り組みについて公開します。

#### ・健全な財務規律の確立

公益性に根差した事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立し、法人の事業運営を法令、定款に従って計画的かつ効率的に行います。昨年10月より始まった「適格請求書（インボイス）」には現時点では未対応ですが、取引先の要望・要請に応じ適切な対応をとることとしています。今後も法人の経営状況と財務状況を正確に把握し、法改正にも的確に対応して透明性の高い財務管理を行います。

#### ・労務管理について

令和4年9月の労務管理問題以降、提携する社会保険労務士法人との労務相談（主に規程内容、労務管理帳票の確認等）により不備や未規定項目の即時的修正や時勢に沿った内容の網羅により適正化を図るよう努めるところです。昨年12月には、「ハラスメント防止規程」の新規施行により内部統制への意識をあらためました。

本年度も、規程の適切な整備こそが健全な職場づくりの礎となることを意識し労務管理に取り組みます。

また、本年4月1日からの労働条件明示（就業場所・業務の変更の範囲）のルール改正がありこちらにも適切に対応し、健全な労務環境の整備、維持を目指します。

#### ・大規模修繕

「柿木村共同作業所」について、大規模修繕を検討しています。令和7年度の補助金申請、事業着手を目指し、令和6年度より各種準備を進めます。

## 4 利用者とのかかわり

### ・サービスの質の向上

外部研修には積極的に参加し、内部研修において報告会、知識の共有によりと実務とのバランスがとれた支援を目指します。生産活動、創作活動、余暇活動に関するサービスの提供を通じて、また傾聴により各々障害特性に応じたサービス提供、ニーズの確認を行い、風通しの良い職場環境の整備により支援の充実化に努めます。

本年1月、一般就労移行（通所利用者・1名）の実績を得ました。法人設立以来2事例目となります。今後も、自主性や意欲を引き出す仕組み・雰囲気づくりに努めます。

### ・合理的配慮

障害者差別解消法改正により、令和6年4月1日から障がいを理由とした不当な差別取り扱いの禁止、障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化となります（3月31日までは「努力目標」）。利用者のニーズ、施設内の設備・備品を確認し、事業補助金の活用申請等により環境整備を行います。

### ・作業援助

障害者の特性・状況を把握し、計画性を持って利用者本人の「働きたい」という意欲を尊重し、地域社会との関連性を大切にされた作業活動を推進し、自立可能な所得の確保を目指します。

### ・生活援助

障害者権利条約を踏まえ、障害者本人の地域移行を促進するために地域生活の基礎となる住まいの場の確保、傾聴によるニーズの拾い出し、柔軟な対応と、質の高いサービスと心身の健康保持及び機能の向上に努める。

### ・利用者の金銭管理

金銭や財産の管理について、それらを自身で行うことが困難な利用者もいます。利用者及び家族からの依頼により、法人は所定の場所（金庫内）での保管を行います。

保管に際しては、利用者に係る財産のうち、日常生活において必要最小限のものに限り引き受けます。

## 5 健康管理

### ・ 疾病の予防

定期的に健康診断・身体測定を行います。生活介護事業の開始に伴い医師及び看護師と嘱託契約を締結、看護師による月2回の訪問により各利用者の健康管理、状態把握を行います。

昨年は、令和5年8月「高田の柿木村ホーム」内で新型コロナウイルス感染者を確認しましたが、早期対応によりおよそ10日間の感染者の居室内待機及び活動自粛ののち、業務を再開しました。5類へ移行とはなりましたが、対面でのサービス提供に注意を払うことから次の10項目を継続実施します。

- ①マスク着用
- ②手指消毒
- ③施設内の定期的消毒
- ④定期的な換気の実施
- ⑤施設内での人の密集を避ける
- ⑥利用者・職員への健康管理（体温測定等）、県・市町村への報告
- ⑦職場以外においても可能な限りマスク着用・手指消毒等基本の徹底に努める
- ⑧利用者及びその家族からの不安には丁寧に対応
- ⑨利用者ごとのサービス利用状況の把握と連絡体制の確立
- ⑩積極的疫学調査時に必要な情報の整理

## 6 防災計画

### ・非常火災対策の適切な実施

- ①非常災害に関する具体的計画策定（5月末に西部広域消防大山派出所に提出）
- ②関係機関（消防・警察・地方公共団体）への通報及び連絡体制構築
- ①及び②について、利用者とその家族、職員に対する定期的な周知
- ③建物チェックリストによる定期的点検（年1回・西部広域消防大山派出所）
- ④災害時に備えたライフライン等の点検

・平成30年10月19日厚生労働省発出「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」に基づき、点検を行う。

### ※停電に備えた点検

- ・電灯（照明）関係・防寒関係（ストーブ等）

### ※断水に備えた点検

- ・生活用水関係・飲料水関係・汚水、下水関係

### ※ガスの点検

### ※通信が止まった場合に備えた点検

### ※物資備蓄状況の点検

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品等

### ・非常災害訓練の実施

年4回、非常災害訓練を実施し、すべての職員・利用者がまさかの時の備えについて意識づけを行います。

訓練実施時期：5月・7月・10月・2月

訓練の内容について：

- ①避難訓練（避難場所の確認及び誘導）
- ②初期消火訓練（消火器使用）
- ③火災報知器訓練
- ④緊急通報訓練

また、職員には関連外部研修への積極参加を促し、受講後の内部研修、知識を実践に取り込むためのノウハウを身に着けることを目指します。

## 7 虐待防止

### ・虐待防止委員会

令和4年度より、すべての事業所を対象に「虐待防止委員会」の設置が義務付けられました。当法人においても同委員会を設置、理事長を委員長としサービス区分ごとに各2名の委員を任命、設置しています。同委員会は年1回以上、適宜開催し虐待の防止のための取り組みの検証・評価と、事案発生後の速やかな対応、再発防止に努めるための協議を行います。

### ・身体拘束

すべての人は、自分の意思で自由に行動し生活する権利を持ちます。私たちは、この基本的な考え方を念頭に正当な理由のない身体拘束を行いません。また「やむを得ずこれを行う」との要件・規定は必ずしも免罪符になりません。まずは自問をし、相手の尊厳を損ねないか、法人として過ちを犯さないか、を熟考し慎重に向き合うべき問題であるとの共通認識を持ち、日々の業務に臨みます。

### ・虐待防止研修

毎年一回以上、虐待防止研修に参加し、都度内部報告会を実施します。知識を現場に応用することの意識・習慣づけを図り、虐待防止委員会において都度、検証・評価を行います。